

8 仮想通貨（暗号資産）交換所の利用契約上のサービス停止条項と消費者契約法10条等の適用の可否

永井隆光

山下・柘・二村法律事務所 弁護士

東京地判平31・2・4 平30（ワ）14724号 不当利得返還請求事件 金法2128号88頁

●——事案の概要

1 平成29年12月25日、Xは、仮想通貨交換業等を営むYとの間で、YがXにネム（単位XEM）、ビットコイン（単位BTC）、リップル（単位XRP）その他の仮想通貨の販売所を提供し、Xの金銭又は仮想通貨の管理をするサービス（以下「本件サービス」という）を提供するサービス利用契約（以下「本件契約」という）を締結した。

本件契約には以下の条項が定められていた。①本件契約の成立により、Yが管理するX名義のユーザー口座（各顧客が保有する仮想通貨及び各顧客が本件サービスを利用して取引をするための金銭を被告が管理するために被告所定の方法により開設した取引口座をいう。以下、原告名義のユーザー口座を「本件口座」という）が開設され、Xは、本件口座を利用して仮想通貨や金銭の管理及び本件サービスによる取引を行うことができる。②Xは、Yが定める方法に従って仮想通貨の購入の注文をし、Yがこれを承諾することにより、Yから仮想通貨の購入をし、本件口座に預け入れた金銭と引換えに仮想通貨を取得

し、本件口座で保管することができる。③「Yは、ハッキングその他の方法によりその資産が盗難された場合、各顧客に事前に通知することなく、本件サービスの全部又は一部の提供を停止又は中断することができる。同措置による各顧客の損害について、Yは責任を負わない」（以下「本件条項」という）。

2 Xは、平成29年12月25日から平成30年1月16日までの間に合計84万5000円を本件口座に入金した上、これを原資としてYに対しリップルの買い注文を計8回行い、これによりYからリップル合計3587.05XRPを代金合計78万5600円で購入した（以下併せて「本件取引」という）。

3 平成30年1月26日、Yのネットワークに何者かが不正にアクセスし、Yが管理するネム合計5億2630万0010XEMが不正に外部へ送信された（以下「本件事故」という）。

同日、Yは、Xを含む顧客に事前に通告することなく、各仮想通貨を管理しているサーバーを外部ネットワークから遮断し、本件サービスのうちネムの入金及び売買、全ての取扱通貨の出金、ビットコイン以外の仮想通貨の売買、クレジットカード入金等のサービス

提供を停止した（以下「本件サービス停止」という）。

同日時点での本件口座の残高は、日本円5万9400円、リップル3587.05XRP及びキャンペーンにより無償取得したビットコイン0.0003BTCであった。

4 平成30年2月13日、Yは、日本円の出金サービスを再開し、Xに対しても手数料400円を控除して5万9000円を払い戻した。

同年3月12日以降、Yは、その他のサービスも順次再開した（また、認定事実ではないが、Yの事後公表によれば、同日、Yは、流出したネムにつき日本円で補償を実施している。）。

なお、同日までの間に、Yは、財務省関東財務局長から、2度にわたり、資金決済に関する法律（以下「資金決済法」という）63条の16に基づき、原因究明等や内部管理体制等の抜本的見直し等を内容とする業務改善命令を受けた。

5 Xは、本件条項が消費者契約法8条1項1号、8条の2第1号又は10条により無効であること等を理由として、Yが本件サービス停止を行ったことは債務不履行にあたり、これにより本件契約を解除したと主張して、Yに対し、解除に基づく原状回復請求として預託金84万5000円の一部である60万円の支払いを求め本件訴訟を提起した。

●——判旨

以下のとおり本件条項の消費者契約法10条等該当性を否定した上で、Yの債務不履行を否定し、請求棄却（確定）。

1 (1) 「本件条項は、ハッキングその他の方法によりその資産が盗難された場合に、各顧

客に事前に通知することなく、Yが本件サービスの全部又は一部の提供を停止又は中断することができる旨を定めたものにすぎないから、消費者契約法8条1項1号にいう「事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項」又は同条の2第1号にいう「事業者の債務不履行により生じた消費者の解除権を放棄させる条項」には該当しない。」

(2) 「また、本件条項は、ハッキングその他の方法によりYの資産が盗難された場合について、本件サービスの提供を停止する場合に顧客が負担する仮想通貨の価格変動リスクと比較しても、Yが本件サービスの提供を継続する場合に生じ得る更なる資産の盗難等などといったより大きなリスクを避け、顧客の利益が損なわれることを防止する趣旨のものと解するのが相当である。

したがって、本件条項は、Yによる本件サービス提供の停止を無制限に許容するものではないし、消費者である顧客の利益を著しく不当に害するものでもなく、かえって、顧客の利益を保護することを目的とするものというべきであるから、消費者契約法1条の趣旨に反するものではなく、また、同法10条に該当するものでもない。

よって、本件条項は無効とはいえない。」

(3) 「本件条項の趣旨は前記…のとおりであり、…本件条項が、Yの故意又は過失によらずしてYの資産の盗難等が発生した場合に限って本件サービス提供の停止を許容するものであると解することは困難である。

また、Yが本件サービス提供を停止した期間は最大でも1か月超であるところ、証拠…によれば、Yは、同期間内に、情報セキュリ

ティ関連会社5社の外部専門家に調査を依頼し、通信に関するログの解析、従業員のヒアリング等の調査を複数回行い、本件サービス提供の再開に向けてネットワークやサーバーを再構築し、仮想通貨の出入金等の安全性の検証を行うなどといった対応をしたことが認められ、このことからすると、同期間が合理性ないし必要性を欠く不相当なものであったとはいえない。

したがって、Yが、平成30年1月26日から同年2月13日までの間、本件サービスのうち日本円の出金サービスの提供を停止したことは、本件条項の適用要件を満たす。

2 また、本判決は、本件取引の成立を認めた上で、本件契約によれば、「Yは、Xからの仮想通貨の購入注文を受ける都度、仮想通貨を調達し、他の顧客の資産と分別して管理する義務を負うわけではなく、…Yにおいて分別管理がされていないことは、購入の事実の有無に影響を与えるものではない。」として、「仮にXによる本件契約の解除が有効であったとしても、YはXに返還すべき金銭を既にXに払い戻しているのであるから、この点からもXの請求には理由がない」とした。

●——研究

1 問題の所在

「仮想通貨」については、資金決済法平成28年改正（平成29年4月1日施行）により、仮想通貨交換業者の登録制（63条の2）、利用者の金銭又は仮想通貨の分別管理義務（63条の11）等の規制が導入されるとともに、改正法施行の際現に仮想通貨交換業を行っている者については、施行日から6ヵ月間（同期

間内に登録申請した場合には当該申請に対する処分が行われるまでの間）は仮想通貨交換業者とみなす、との経過措置が定められた（改正法附則8条1項、2項）。

Yは、本件事故発生当時、改正法附則の経過措置による「みなし業者」であったが、Yの事後公表によれば、Yは、利用者のネムに係る秘密鍵を、コールドウォレット（外部ネットワークと接続されていないウォレット）ではなくホットウォレット（外部ネットワークと接続されているウォレット）で管理していたものである。

本件は、このような背景の下、本件事故の発生を受け、Yが行った本件条項に基づく本件サービス停止について、本件条項が消費者契約法上無効となりYの当該対応が債務不履行となるか等が問われた事案である。

2 類似事案の裁判例

仮想通貨交換業者からの仮想通貨流出事案に関しては、近時、以下のような裁判例がある。

(1) 東京地判平30・9・21（2018WLJPCA09216006）。原告が被告（本件Y）に対し、利用規約に基づき、取引口座に預け入れた仮想通貨リップルを原告指定の送信先アドレスに送信することを請求したのに対し、口頭弁論終結時までに原告請求に係る仮想通貨の全てが被告から原告指定の送信先に送信された、として請求棄却。

(2) 東京地判平31・1・25判時2436号68頁（詳細は本誌前田論稿に譲る）。原告が、預託金銭につき消費寄託契約として金銭返還請求、被告が契約上不正アクセス者による機密取得及び不正取引防止のためのシステム構築義務を負っていたにもかかわらずこれを怠ったとして債務不履行損害賠償請求及び不法行

為損害賠償請求を行ったのに対し、①預託金銭につき寄託契約の成立は認められない（委任契約又は準委任契約に関する規定が適用される余地は否定できず、当該規定が適用されることを前提に検討する）、②被告は信義則上、利用者財産の保護のために十分なセキュリティを構築する義務を負っていたから、当該義務違反が認められる特段の事情がある場合には、規約上の免責規定は適用されない（最二判平5・7・19集民169号255頁参照）が、本件では当該義務違反が認められない、③また、被告は関東財務局から業務改善命令を受けたが、「その具体的な内容が明らかでなく、これをもって、…義務違反があったとは認められない」等として請求棄却。

(3) 東京高判平31・2・14（2019WLJPCA 02146002）。上記（1）の控訴審。規約解釈上、原告請求の送信請求権が認められない可能性があり、かつ、仮に当該送信請求権が認められるとしても、口頭弁論終結時までに原告請求に係る仮想通貨の全てが原告指定の送信先に送信されたことにより、同送信請求権は目的到達により消滅したとして、控訴棄却（請求棄却）。

(4) 横浜地判令1・6・25（2019WLJPCA 06256005）。原告が、仮想通貨流出の原因は被告のずさんな業務管理体制にあると主張し、債務不履行損害賠償及び仮想通貨返還を請求したのに対し、①本件事故の発生に関し被告にいかなる注意義務違反があったかについての具体的な主張立証がない（本件事故当時、コールドウォレット等のセキュリティ対策を採るべき法的義務が被告にあったことを裏付けるに足る適格な証拠もない。）、②本件サービス停止は利用規約上の規定に基づい

て被告が採った措置であるから、本件サービス停止が直ちに被告の債務不履行に当たるとはいえない、③仮に被告に本件事故の発生について過失があったとしても、被告が補償を行った以上ネムに関する損害はてん補されている、等として請求棄却。なお、認定事実上の事故発生日、補償実施日等から、被告は本件Yと思われる。

(5) 東京高判令2・1・22（2020WLJPCA 01226017）。上記（4）の控訴審と思われる。概ね原審を支持し控訴棄却（請求棄却）。

(6) 東京地判令2・3・2金判1598号42頁（詳細は本誌前田論稿に譲る。）。原告が、ビットコインを目的物とする寄託契約の債務不履行損害賠償請求、当該ビットコインを被告に売却したとして売買代金支払請求、当該売買契約の債務不履行損害賠償請求、基本契約に基づくビットコインの権利移転手続請求、及び原告アカウントにおけるビットコイン保有確認請求を行ったのに対し、①仮想通貨を目的物とする寄託契約は成立しない、②被告が承諾していない以上、売買契約も成立しない、③本件各取引が行われた原因は原告のパスワード管理が不十分だったことにあるから、利用規約上の免責規定により本件各取引の効果は原告に及ぶ、④なお、被告に本件各取引を防止する対策を怠った過失があるとは言えない、等として、請求棄却。

3 本判決の消費者契約法8条1項1号及び8条の2第1号該当性判断について

(1) 消費者契約法（以下「法」という）8条各号については、「一見すると禁止された免責条項（消費者契約法8条1項1号～3号）と思われる場合でも、そもそも債務の内容となっていないければ、免責の問題ではなく、列挙

された不当条項には該当しない」ことが指摘されている（小塚莊一郎「消費者契約法と商法」ジュリ1200号85頁）。

(2) この点、少なくとも、本判決の認定によれば、本件条項は、Yにおける仮想通貨の管理状況を対象とするものではなく、資産盗難が生じた場合にYがサービス停止等を行うことができ（本件条項前段）、これによる損害についてYを免責する（本件条項後段）というものである。

したがって、本件条項の構造上、サービス停止等を認める本件条項前段が無効又は適用否定されない限り、当該条項に基づきサービス停止等を行うことは債務不履行とはならないから、本件条項は「債務不履行に基づく損害賠償又は解除」を免責するものではなく、法8条1項1号にも法8条の2第1号にも該当しない、という帰結となる。

4 本判決の消費者契約法10条該当性判断について

(1) 上記3からも明らかなように、本件では、本件条項前段（サービス停止等を許容する部分）が法10条により無効となるか否か等が判断の分水嶺となるため、以下この点につき述べる。

(2) 法10条は、「消費者の不作为をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他の法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項」（前段要件）であって、「民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの」（後段要件）を無効とするものである。

前段要件と後段要件の関係については見解の対立があるものの、各要件それぞれに独自の意義を認めるのが条文構造に即した一般的理解であるように思われる（山本豊「消費者契約法10条の生成と展開—施行10年後の中間回顧」NBL959号18頁、落合誠一『消費者契約法』149頁、中田裕康「消費者契約法と信義則論」ジュリ1200号74頁、道垣内弘人「消費者契約法10条による無効判断の方法」（能見善久ほか編「民法の未来」野村豊弘先生古稀記念379頁））。

この点、本判決は、法10条該当性の判断にあたり、前段要件と後段要件に言及することも、各要件と認定事実との関連性を明らかにすることもなく、①本件条項は、無制限の停止を許容するものではない、②消費者利益を著しく不当に害するものでもない、③かえって、顧客利益保護を目的とするものというべき、との理由で本条該当性を否定するにとどまっており、理由付けにおいて不明瞭な点の残る判決と言える。

(3) 法10条前段要件については、早い段階から、「民商法等が定める任意規定の適用による場合としては、判例によって民商法等の解釈として承認された種々の準則や不文の法理が適用される場合も含まれる」等と解されており（山本豊「消費者契約法（3）・完」法教243号62頁、前掲落合147頁、前掲中田74頁等）、判例も「公の秩序に関しない規定」につき「明文の規定のみならず、一般的な法理等も含まれる」と解している（最二判平23・7・15民集65巻5号2269頁）。

この点、仮想通貨交換所と顧客との間の契約関係については、寄託説ないし準寄託説や信託説等が提唱されている（久保田隆「判批」

（判時2412号143頁））一方、金銭預託につき寄託契約の成立を認めず委任ないし準委任規定の適用を前提とした前掲東京地判平31や、仮想通貨を目的物とする寄託契約の成立を否定した前掲東京地判令和2年もあり、現時点においては、仮想通貨交換所と顧客との間の契約条項に関し法10条が論点となった場合に、当該契約条項といかなる任意規定を比較すればよいかについて、実務上も学説上も確立した状況にあるものとは言い難い。

もっとも、上記いずれの説によっても、契約に基づき他人の金銭及び仮想通貨の管理を任務とする仮想通貨交換業者について、その管理に係る善管注意義務を任意規定から導くことは可能である（準委任については民法656条・644条、商事寄託については商法595条、信託については信託法29条2項が根拠となり得るであろう）ところ、不正アクセスにより現実に仮想通貨の盗難事故が生じている場合に、合理的期間に限りサービスを停止して被害拡大防止を図り、原因究明と再発防止策を講じることは、まさに仮想通貨交換業者に求められる善管注意義務の内容をなすものと考えられるようにも思われる。

また、公法規制にとどまるものの、資金決済法も、仮想通貨交換業者に対し、体制整備の一環として、「サイバー攻撃を受けた場合に被害の拡大を防止するため」に「システムの全部又は一部の一時的停止等」の「措置を速やかに実施する態勢を整備」することを求めているものである（同法63条の5第1項4号、金融庁事務GL第三分冊16仮想通貨交換業者関係Ⅱ-2-3-1-2（5）④）。

以上によれば、本件条項前段は、サービス停止が合理的期間に限定される限りにおい

て、仮想通貨交換業者に求められる善管注意義務の内容に整合し、法10条前段要件に該当しないものと考えられるのではないかな。

また、仮に当該資産盗難の原因がYの管理体制不備にあったとしても、盗難事故が現に生じている以上サービス停止による被害拡大防止は求められて然るべきであり、その点では、本判決が、本件条項について、「Yの故意又は過失によらずしてYの資産の盗難等が発生した場合に限って本件サービス提供の停止を許容するものであると解することは困難」とした点は妥当なものと言えよう。

（4） 本判決が法10条前段該当性をどのように判断したかは明らかではないが、仮に、本件において同条前段該当性が肯定されるとしても、上述のとおり、同条後段該当性は別途問題となるものである。

同条後段要件については、前掲最二判平23が「消費者契約法の趣旨、目的（同法1条参照）に照らし、当該条項の性質、契約が成立するに至った経緯、消費者と事業者との間に存する情報の質及び量並びに交渉力の格差その他諸般の事情を総合考量して判断されるべき」と判示しているところである。

本判決は、本件条項の文言及びその趣旨から、消費者利益を著しく不当に害するものでもなく、かえって、顧客利益保護を目的とするものというべき、としており、前掲最二判平23のいう「条項の性質」に着目し、法10条後段該当性を否定したものと推察される。

本判決の結論に異論はないが、やはり法10条の前段要件と後段要件を区別したうえで、それぞれの該当性を検討すべきであったように思われる。

5 セキュリティ対策不備を問う可能性

(1) 以上は、本判決の審理対象及び判示事項に絞った論述であるが、仮に、本件条項が、原因を問わず「盗難の場合の責任を一切負わない」といった趣旨を含むものであったとすれば、法8条1項1号に該当し無効とされるか、あるいは、前掲東京地判平31が示したように、Yにセキュリティ構築義務違反が認められる場合には当該免責規定は適用されない、と判断される可能性は否定できないであろう。

また、盗難の生じた原因にYのセキュリティ対策不備があるとすれば、これ自体を債務不履行又は不法行為として構成することも考えられるところである。

この点、銀行のATMやインターネットバンキングにおける不正引出しに係る裁判例等の分析を通じ、原告の請求権選択いかんでは、「無効という代わりに、システム全体として十分なセキュリティ対策が講じられていないといった特段の事情がない限り有効とする、あるいは、Y社に真に帰責性が認められない場合のみを規定した条項であると解する」といった判断が示された可能性が高いのではないと思われる。」とする見解（森下哲朗「判批」リマークス61号41頁）もあり、示唆に富むものと言える。

(2) 他方で、実務的な観点からは、①本件でネムは流出したがX保有のリップルは流出していない点に加え、②被告に信義則上のシステム構築義務は認めながらその違反を否定しつつ、業務改善命令がなされた事実のみでは義務違反は認められないとした前掲東京地判平31、③事故発生に関し被告にいかなる注意義務違反があったかについての具体的な主張立証がない（本件事故当時、コールドウ

ォレット等のセキュリティ対策を採るべき法的義務が被告にあったことを裏付けるに足りる適格な証拠もない。）として請求棄却した前掲横浜地判令1及び前掲東京高判令2等、類似裁判例の動向も注目されるところであり、セキュリティ対策不備の主張立証には相応のハードルが存在するようにも思われる。

6 本判決の意義等

(1) 本判決は、類似事案の裁判例と比べると、仮想通貨交換業者の管理状況ではなく、事故発生後のサービス停止を主な争点とした点、及び、サービス停止を行うことを認める本件条項につき消費者契約法による無効を否定した点で特徴のあるものといえる。

また、他の各決済手段においても、決済事業者に対し不正アクセスが行われ真正利用者に経済的損失が生じ得る場合を想定して、決済事業者がシステムないしサービス全体を停止し、あるいは個々の決済媒体ごとに個別にサービス停止を行うことを認める条項を定める例は多いため、本判決は、他の決済手段の実務運用にも示唆を与え得る点でも意義のあるものと言えよう。

(2) なお、本件事故を契機の一つとして資金決済法の改正議論が進み、令和元年に、①「仮想通貨」を「暗号資産」に呼称変更（2条5項）、②暗号資産の売買等は行わず管理のみを行う暗号資産管理業務を規制対象に追加（2条7項4号）、③利用者の暗号資産の分別管理の厳格化（原則コールドウォレットでの管理を求める）（63条の11第2項後段）等の改正が行われた。

仮想通貨ないし暗号資産が決済手段としての信頼を得るうえでも、今後より一層の体制整備の向上が期待されるところである。